
会員規律委員会等の再編に伴う「定款」等の一部改正等について

日証協・平 20. 1. 4

本協会では、平成 19 年 12 月 19 日付け臨時総会において承認された会員規律委員会等の再編に伴う「定款」の一部改正について、平成 19 年 12 月 27 日付けで金融庁長官の認可を得た。

これに伴い、「定款」及び「会員規律委員会規則」等について、以下のとおり改正等を行うこととする。

本改正は、平成 20 年 1 月 10 日から施行する。

本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

会員規律委員会等の再編に伴う「定款」等の一部改正等について

平成 19 年 12 月 27 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会は、現在、会員に対する処分の審議は会員規律委員会において、会員の外務員等に対する処分の審議は会員外務員等規律委員会において、また、特別会員及びその外務員等に対する処分の審議は特別会員規律委員会において、それぞれ行っている。

また、本協会では、処分を決定する委員会における審議の、より一層の公正性、中立性、均質性を確保する観点から、法令等違反行為を行った協会員等に対する処分のあり方の見直し及びその厳格化について検討を行うこととしており、その具体策として、委員会の統合を当面の主要課題のひとつに掲げている。

そこで、会員・特別会員毎に行われている 3 つの委員会を整理・統合し、協会員に対する処分の審議を行う委員会（規律委員会）及び外務員等に対する処分の審議を行う委員会（外務員等規律委員会）の 2 つの委員会に再編するため、「定款」及び「会員規律委員会規則」等について、以下のとおり改正等を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. 定款

- ① 委員会の名称を「会員規律委員会」及び「会員外務員等規律委員会」から「規律委員会」及び「外務員等規律委員会」に改める。（第 66 条、第 67 条）
- ② 「規律委員会」及び「外務員等規律委員会」における審議事項に特別会員に係る事項を追加する。（第 66 条第 2 項、第 67 条第 2 項）
- ③ 「特別会員規律委員会」に係る規定を削除する。（第 68 条）
- ④ その他所要の整備を図る。

2. 会員規律委員会規則

- ① 規則名を、「会員規律委員会規則」から「規律委員会規則」に改める。
- ② 委員会の構成に、特別会員から選任する委員を加える。（第 2 条）
- ③ 委員の定員を増員する。（第 3 条第 2 項）
- ④ 臨時委員に、特別会員から選任する委員を加える。（第 5 条）
- ⑤ 特別会員から選任する委員及び臨時委員は、会員のみに係る有価証券の売買その他の取引等に関する議事については、議決権を有しないこととする。（第 8 条第 2 項）
- ⑥ 議決に際し、賛否が同数である場合は、議長が決することとする。（第 8 条第 4 項）

⑦ その他所要の整備を図る。

3. 会員外務員等規律委員会規則

- ① 規則名を、「会員外務員等規律委員会規則」から「外務員等規律委員会規則」に改める。
- ② 委員会の構成に、特別会員から選任する委員を加える。(第2条)
- ③ 委員の定員を増員する。(第3条第2項)
- ④ 臨時委員に、特別会員及び学識経験者から選任する委員を加える。(第5条)
- ⑤ 特別会員から選任する委員及び臨時委員は、会員のみに係る有価証券の売買その他の取引等に関する議事については、議決権を有しないこととする。(第8条第2項)
- ⑥ 議決に際し、賛否が同数である場合は、議長が決することとする。(第8条第4項)
- ⑦ その他所要の整備を図る。

4. 特別会員規律委員会規則

- ・ 「特別会員規律委員会規則」を廃止する。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成20年1月10日から施行する。

以 上

「定款」の一部改正について

平成19年12月27日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第5節 特別委員会、<u>規律委員会及び外務員等規律委員会</u> (<u>規律委員会</u>)</p> <p>第66条 本協会に<u>規律委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>規律委員会</u>は、<u>協会員及び会員又は特別会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。</p> <p>3 <u>規律委員会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は、「<u>規律委員会規則</u>」をもって定める。</p> <p>(<u>外務員等規律委員会</u>)</p> <p>第67条 本協会に<u>外務員等規律委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>外務員等規律委員会</u>は、<u>協会員及び会員又は特別会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の役員又は従業員の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べるすることができる。</p> <p>3 <u>外務員等規律委員会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は「<u>外務員等規律委員会規則</u>」をもって定める。</p> <p>第68条 削 除</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成20年1月10日から施行する。</p>	<p>第5節 特別委員会、<u>会員規律委員会、会員外務員等規律委員会及び特別会員規律委員会</u> (<u>会員規律委員会</u>)</p> <p>第66条 本協会に<u>会員規律委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>会員規律委員会</u>は、<u>会員及び店頭デリバティブ取引会員並びに会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べるすることができる。</p> <p>3 <u>会員規律委員会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は、「<u>会員規律委員会規則</u>」をもって定める。</p> <p>(<u>会員外務員等規律委員会</u>)</p> <p>第67条 本協会に<u>会員外務員等規律委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>会員外務員等規律委員会</u>は、<u>会員及び店頭デリバティブ取引会員並びに会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の役員又は従業員の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べるすることができる。</p> <p>3 <u>会員外務員等規律委員会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は「<u>会員外務員等規律委員会規則</u>」をもって定める。</p> <p>(<u>特別会員規律委員会</u>)</p> <p>第68条 本協会に<u>特別会員規律委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>特別会員規律委員会</u>は、<u>特別会員並びにその役員及び従業員並びに特別会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>3 <u>特別会員規律委員会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は「<u>特別会員規律委員会規則</u>」をもって定める。</p>

「会員規律委員会規則」の一部改正について

平成19年12月27日
(下線部分変更)

新	旧
<u>規律委員会規則</u>	<u>会員規律委員会規則</u>
(目的) 第1条 この規則は、定款第66条第3項の規定に基づき、 <u>規律委員会</u> （以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。	(目的) 第1条 この規則は、定款第66条第3項の規定に基づき、 <u>会員規律委員会</u> （以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。
(構成) 第2条 委員会は、自主規制会議の委員、 <u>特別会員代表者又はこれに準ずる者</u> 及び学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。	(構成) 第2条 委員会は、自主規制会議の委員及び学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。
(委員) 第3条 (現行どおり) 2 委員の数は、 <u>12人</u> 以内とする。 3 } 4 } (現行どおり)	(委員) 第3条 (省 略) 2 委員の数は、 <u>9人</u> 以内とする。 3 } 4 } (省 略)
(臨時委員) 第5条 第8条第3項の規定により委員が審議に参加することができない場合は、自主規制会議議長は、自主規制会議の委員、 <u>特別会員代表者又はこれに準ずる者</u> 及び学識経験者のうちから、自主規制会議の同意を得て、その委員に代って審議を行うための臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を選任することができる。 2 (現行どおり)	(臨時委員) 第5条 第8条第3項の規定により委員が審議に参加することができない場合は、自主規制会議議長は、自主規制会議の委員 <u>又は</u> 学識経験者のうちから、自主規制会議の同意を得て、その委員に代って審議を行うための臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を選任することができる。 2 (省 略)
(議決) 第8条 (現行どおり) 2 委員及び臨時委員は、1個の議決権を有する。 <u>ただし、自主規制会議の特別会員委員、特別会員代表者又はこれに準ずる者である委員及び臨時委員は、会員のみに係る有価証券の売買その他の取引等に関する議事の場合は、議決権を有しない。</u> 3 委員は、自己に特別の利害関係のある議事の場合、その審議に参加することができない。 4 <u>一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、議長が決する。</u>	(議決) 第8条 (省 略) 2 委員及び臨時委員は、1個の議決権を有する。 3 委員は、自己に特別の利害関係のある議事 <u>については、その審議に参加することができない。</u> 4 (新 設)
付 則	
1 この改正は、平成20年1月10日から施行する。 2 この改正の施行日以降最初に選任される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年6月30日までとする。	

「会員外務員等規律委員会規則」の一部改正について

平成19年12月27日

(下線部分変更)

新	旧
<p><u>外務員等規律委員会規則</u></p>	<p><u>会員外務員等規律委員会規則</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第67条第3項の規定に基づき、<u>外務員等規律委員会</u>（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、<u>会員及び特別会員の役員若しくは従業員</u>（「定款の施行に関する規則」第3条第3項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。）の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>2 委員の数は、<u>12人</u>以内とする。</p> <p>3 } (現行どおり)</p> <p>4 }</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第5条 第8条第3項の規定により委員が審議に参加することができない場合は、自主規制会議議長は、<u>会員及び特別会員の役員若しくは従業員又は学識経験者</u>のうちから、自主規制会議の同意を得て、その委員に代って審議を行うための臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を選任することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議決)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 委員及び臨時委員は、1個の議決権を有する。<u>ただし、特別会員の役員又は従業員である委員及び臨時委員は、会員のみに係る有価証券の売買その他の取引等に関する議事の場合は、議決権を有しない。</u></p> <p>3 委員は、自己に特別の利害関係のある議事の場合、その審議に参加することができない。</p> <p>4 <u>一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、議長が決する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第67条第3項の規定に基づき、<u>会員外務員等規律委員会</u>（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、<u>会員の役員若しくは従業員</u>（「定款の施行に関する規則」第3条第3項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。）の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 委員の数は、<u>9人</u>以内とする。</p> <p>3 } (省 略)</p> <p>4 }</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第5条 第8条第3項の規定により委員が審議に参加することができない場合は、自主規制会議議長は、<u>会員の役員若しくは従業員のうちから、自主規制会議の同意を得て、その委員に代って審議を行うための臨時の委員</u>（以下「臨時委員」という。）を選任することができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(議決)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>2 委員及び臨時委員は、1個の議決権を有する。</p> <p>3 委員は、自己に特別の利害関係のある議事<u>については、その審議に参加することができない。</u></p> <p>4 (新 設)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正は、平成20年1月10日から施行する。</p> <p>2 この改正の施行日以降最初に選任される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年6月30日までとする。</p>	

「特別会員規律委員会規則」の廃止について

平成19年12月27日

日本証券業協会

- 本規則については、平成20年1月10日をもって廃止する。